

レンタルルーム利用規約

第1条（目的）

1. この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社三和テレム（以下「当社」といいます。）が東京都港区南青山4-27-24 IoTele 南青山1-B号室において管理運営するレンタルルーム事業（以下「本ルーム」といいます。）の利用条件を定めるものとし、本ルームの利用者（以下「利用者」といいます。）は本規約に同意の上、本ルームを利用します。
2. 本ルームは、会議、会合、料理、各種パーティ、講座、イベント、セミナー、ワークショップ等の目的で利用することといたします。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他非常識的な行為等によるご利用は固くお断りいたします。

第2条（契約の成立）

1. 本ルームを利用しようとする方（以下「申請者」といいます。）は、本規約の内容を確認して同意の上、当社所定の電話又はメールにより、利用開始希望日の40日前までに本ルームの利用申請を行います。
2. 当社は、申請者からの申請を審査した上、その利用の可否を申請者に通知します。
3. 申請者は、前項に定める通知から7営業日以内に、当社が指定する方法で利用料（出張シェフサービス利用時の利用料を含む。）を支払うものとします。
4. 前項に定める支払いをもって、本ルームの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。なお、申請者が前項に定める期日までに支払いを行わない場合、当社は利用者からの申請がキャンセルされたものとみなすものとし、申請者もこれに同意します。
5. 利用者は、第1項に基づき当社に申請した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社に連絡するものとします。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、別途当社及び利用者間で合意した期間とします。

第4条（利用可能時間）

1. 利用可能時間は、11時00分～22時00分までとなります。なお、利用可能時間は、入室時の準備から終了時の清掃・原状回復までのお時間を含みます。利用時間延長をご希望の場合は、終了予定時刻の1時間前までに当社にお申し出ください。利用申請状況等によっては延長ができない場合もございますので予めご了承ください。
2. 事前に利用申請を頂いた開始時間を過ぎてからのご入室の場合でも、終了時間の変更はできません。また、事前に利用申請を頂いた終了時間よりも早く終了した場合でも、返金は行っておりません。
3. 利用時間の順守及び時間内退出にご協力をお願いいたします。利用時間を過ぎても無断でご利用されていた場合、所定の超過料金をご請求いたします。

第5条（利用料）

1. 利用料は以下のとおりです。

＜本ルーム利用料＞

1時間：1万円（消費税別）※最低利用時間3時間

1日：11万円（消費税別）（午前11時00分～午後22時00分まで1日ご予約いただいた場合）

<清掃費用>

1日：1万8000円（消費税別）（※本ルームの状況により追加費用を要する場合があります。）

<出張シェフ（オプション）>

※別途出張シェフが提示する金額とします。

2. 当社は、利用期間中の解除、本契約の終了、その他いかなる事由であっても、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、利用料を返金する義務を負いません。

第6条（設備・備品の使用）

1. 利用可能な設備・備品は以下のとおりです。使用後は所定の場所までお戻しく下さい。
 - ① プロジェクター
 - ② 音響設備
 - ③ 本ルームに備付けの設備・備品（IoT機器、家電、食器類等を指しますがこれらに限られません。）
 - ④ その他、当社が準備し貸出可能な物
2. 設備・備品を破損、汚損又は紛失した場合、実費分をご請求させていただきます。また、利用者による設備・備品の破損、汚損又は紛失が原因で本ルームの運営が困難であると判断した場合、当社に生じた損害（逸失利益及び弁護士費用を含みますがこれらに限られません。）を賠償していただきます。

第7条（オプションの利用）

1. 利用者は、本ルームを利用するにあたり、当社が提携しているシェフによる出張シェフサービスを依頼することができます。
2. 前項の出張シェフサービスのご利用をご希望の利用者は、第2条第1項の利用申請時に併せてご希望の旨をお申し出ください。

第8条（利用後の原状回復）

1. 本ルームの利用終了後、本ルーム及び設備・備品は使用前の状態まで原状回復してください。また、照明、エアコン、換気扇、使用機器の電源の切り忘れ等がないかご確認ください。利用者の確認不足により当社が損害を被った場合は、後日損害（一部負担金を含む。）を賠償していただきます。
2. 利用にあたり発生した残材及びごみ等は、お持ち帰りいただくこととします。本ルームに置いて行かれた場合には、処分に要する費用を後日請求させていただきます。

第9条（利用上の注意事項）

利用者は、以下の各号に定める注意事項を遵守するようお願いいたします。

- ① 施設内外は全面禁煙です。施設外近隣での喫煙もご遠慮いただいております。
- ② 利用者の利用状況（破損、汚損、騒ぐ、マナー違反等の迷惑行為等）によっては、ご利用の途中でもご退出いただく場合がございます。
- ③ 本ルーム利用中のけが等につきましては、当社では責任を負いかねますので十分注意の上、安全を配慮してください。
- ④ 保護者の同意書を提出せず、未成年の方のみでのご利用はいただけません（未成年の方のご利用は、保護者の同伴又は保護者の同意書を提出した上でご使用ください。）。

第 10 条（禁止事項）

1. 利用者は、本ルームの利用に際して、以下の各号に定める行為を行わないことに同意します。また、以下の各号に定める行為を行ったことによって当社運営に支障をきたした場合、当社に生じた一切の損害（逸失利益及び弁護士費用を含みますがこれらに限られません。）を賠償することに同意します。
 - (1) 法令又は都道府県市区町村の条例等により禁止又は制限されている行為をすること（未成年の喫煙・飲酒等を含むがこれらに限られない。）。
 - (2) 臭気・振動・騒音等、近隣住民等の第三者に迷惑をかける行為をすること。
 - (3) 利用者が本ルームを連続した日程で使用する場合に、宿泊を伴う利用をすること。
 - (4) 利用申請時に記載の利用目的、内容及び人数と異なる利用目的、内容及び人数で利用すること。
 - (5) 第三者に対して本ルームを利用させること（転貸及び一時的な利用も含みますがこれらに限りません。）。
 - (6) 利用申請時の必要記載事項に虚偽の記載をすること。
 - (7) 利用に際し、利用者が行政機関の許認可及び特定の資格が必要にもかかわらず、それらを取得せずに本ルームを利用すること。
 - (8) 本ルーム内に、ビン、缶類、吸い殻、雑誌、その他一切の廃棄物等を投棄すること。
 - (9) 盲導犬・補助犬以外のペット等動物類を同伴させること。
 - (10) 社会通念上相当な範囲の物品・機材等を本ルームに持ち込む行為。
 - (11) 本ルーム以外の場所に無断で立ち入る行為。
 - (12) 本ルーム内に危険物を持ち込む行為。
 - (13) 建物・本ルーム・備品等を破損・汚損・紛失する行為。
 - (14) 誹謗、中傷、その他悪意をもって本ルームの画像・映像等をネット・SNS にアップロードする行為。
 - (15) 未成年の方のみが、保護者の同伴及び同意書へのサインなしに利用すること。
 - (16) 本ルーム内において公序良俗に反する行為及びわいせつ物・アダルトコンテンツ・違法物の持ち込み・鑑賞・販売・撮影等を行うこと。
 - (17) 暴力行為、反社会的活動、又は業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う行為。
 - (18) 政治・思想・宗教活動を目的とする内容、又はそれらの団体が主催、協賛及び後援等を行うこと。
 - (19) 当社の運営管理上・風紀衛生上、悪影響を及ぼすと判断される行為。
 - (20) 当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動（当社又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限りません。）をとること。
 - (21) 当社に著しく迷惑を掛ける行為又は当社の業務を妨害する行為をすること。
 - (22) その他、当社が不相当と判断する行為をすること。
2. 当社は、利用者の行為が、第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。
 - (1) 本ルームの利用制限。
 - (2) 本契約の解除。
 - (3) その他当社が必要と合理的に判断する行為。

第 11 条（放置禁止物の処分）

1. 当社は、利用者が本ルームの利用終了後、本ルーム内に残した物品、その他本ルームの運営に支障を生じさせるおそれがある物品（以下「放置禁止物」といいます。）がある場合は、当社が撤去した上で、利用者へ通知します。
2. 当社が前項の通知を行ってから、7 日以降までに利用者からの連絡がない場合、当社は、当該放置禁止物を、利用者が所有権を放棄した物又は無主物とみなし、処分することができます。また、移動及び処分に要した費用がある場合は、かかる費用は利用者の負担とし、当社は利用者に対して、別途請求することができます。
3. 前項に基づく処分を行った場合、当社一切の責任を負いません。

第 12 条（営業休止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、本ルームの全部又は一部について営業の休止を行うことができます。
 - (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は施設・器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - (2) 当社が行う工事又は作業を行うため必要があると認められる場合。
2. 当社は、前項に定める事由により営業休止を行った場合でも、その一切の責任を負わず、利用者に対して利用料等の返金を行う義務を負いません。

第 13 条（解除）

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 第 2 条第 1 項に基づき当社に対して提供した情報に虚偽の情報が含まれている場合。
 - (2) 未成年が法定代理人の同意なく、本契約を行った場合。
 - (3) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人が、成年後見人、保佐人又は補助人等の同意なく、本契約を行った場合。
 - (4) 当社からの要請に対し誠実に対応しない場合。
 - (5) 本規約に違反する行為を行った又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
2. 前項の措置により本契約が解除された場合、利用者は期限の利益を喪失し、直ちに、次条に基づく本ルームの明け渡し、及び、当社に対して負担する全ての債務を履行します。
3. 当社は、本条に基づく手続を実施したことに伴い、利用者又はその他の第三者に損害が生じた場合でも、その一切の責任を負いません。
4. 本契約の成立後、利用者がやむを得ない理由により本契約を解除（キャンセル）する場合は、速やかに当社にご連絡ください。下記表に従いキャンセル料が発生する場合、キャンセル料金との差額をご返金させていただきます。なお、手数料は利用者様ご負担となります。

記

7 日前までのキャンセル	キャンセル料金無し
6 日前～前日までのキャンセル	ご利用料金の 50%
当日のキャンセル	ご利用料金の 100%

以上

第 14 条 (明渡し)

1. 本契約が期間の満了又は解除によって終了した場合、利用者は直ちに本ルームを原状に復した上で、当社に明け渡し、返還します。
2. 当社は、前項に定める明渡しを実施されない場合、必要に応じて、警察への報告等の措置を講じて、本ルームを原状回復することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意します。

第 15 条 (免責)

当社は、以下各号に定める事由については、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

- (1) 本ルームの利用に伴う人身事故及びトラブル、荷物・貴重品等の盗難、紛失又は毀損。
- (2) 本ルームに持ち込んだもの及び料理したものによる食中毒。
- (3) 利用者が、故意又は過失により、本規約に違反したことにより生じた損害。
- (4) 当社の責に帰さない事象により本ルームの利用が中止された場合
- (5) 落雷、漏電等による停電、利用者による過剰電力使用等に起因するブレーカ作動に伴う不利益
- (6) ネット回線の不調による利用者のハード・ソフトへの不具合及びそれに伴う不利益
- (7) 天災地変、自然災害、戦乱、暴動、火災その他不可抗力の事象発生により生じた損害

第 16 条 (損害賠償)

1. 利用者は、本規約に定める他、本契約又は本ルームの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した一切の損害（逸失利益及び弁護士費用を含みますがこれらに限られません。）を賠償します。
2. 本規約の他の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により利用者に損害を与えた場合、当社は利用者に対して、受領した利用料金の限度で賠償するものとします。

第 17 条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、利用者に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
 4. 当社は、前項により本契約を解除した場合、利用者に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 18 条（連絡・通知）

本ルームの利用に関する問い合わせその他利用者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から利用者に対する連絡又は通知は、電子メールその他当社の定める方法で行います。通知は、当社からの発信によってその効力が生じます。

第 19 条（地位の譲渡等）

利用者は、当社の事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 20 条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある利用者との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の利用者との関係では有効とします。

第 21 条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立時から、本契約が期間の満了又は解除によって終了するまでの間とします。なお、第 5 条（利用料）第 6 条（設備・備品の使用）、第 10 条（禁止事項）乃至第 16 条（損害賠償）、第 19 条（地位の譲渡等）乃至本条（本契約の有効期間）、第 23 条（準拠法）及び第 24 条（合意管轄）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 22 条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を利用者に通知、

本ルーム内への掲示、その他当社所定の方法により利用者に周知します。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に利用者が本ルームの利用を継続した場合又は当社所定の期間内に解約の手続をとらなかった場合、当該利用者は本規約の変更に同意したものとします。

第 23 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とし、全て日本法によって解釈されます。

第 24 条 (合意管轄)

利用者と当社との間における一切の訴訟は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条 (その他)

1. 利用者は、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
2. 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
3. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

付則

2025 年 8 月 1 日：制定・施行